

花婿『ジャン・コクトー全集』堀口大學

(訳) 東京創元社

日本の「ホスピタリティ」の社会浸透のプロセス

佐々木隆

プロローグ

筆者は、日本の「ホスピタリティ」の受容状況についてこれまで国語辞典や英語辞典等を中心考察してきた。(一) そこでは日本での最初の紹介は一八六一年で「好ンデ客ヲハ田ル」「旅人ヲ善ク遇スル」(1)との定義であった。すでに『広辞苑』と『大辞林』という日本を代表する一般国語辞典での掲載状況はすでにリサーチ済みであることから、今回は『大辞泉』の掲載状況を確認した上で、「ホスピタリティー」というキーワードがどのように社会に浸透したのかを、特に観光分野に着目しながら考えみたい。

一 『大辞泉』の「ホスピタリティ」

『大辞泉』の特長については、ホームページでは五点を挙げているが、その第一点に「」では注目しておきたい。

テレビ・新聞・雑誌で目にのする「時事用語」、

観光地名・動植物・食品・人名・スポーツで使われる「日常語」、インターネットや世間で話題の「流行語」や「新語」など。時代を映す国語+専門語辞典としてあらゆるジャンルをカバー。

書籍は25万語を収録、日々データを更新するデジタルデータは類書を圧倒し約30万語に到達。収録語は日々、さらに増殖を続けています。(1)

『大辞泉』（小学館、一九九五年十一月、第一版）

ホスピタリティー【Hospitality】
〔1〕心の、もつたもてなし。手厚いもてなし。歓待。また、歓待の精神。
〔2〕異人歓待。（四）

『大辞泉』（小学館、一九九八年十一月、第一版増補・新装版）

ホスピタリティー【Hospitality】
〔1〕心の、もつたもてなし。手厚いもてなし。歓待。また、歓待の精神。
〔2〕異人歓待。（五）

松村明監修／小学館『大辞泉』編集部編『大辞泉』（小学館）は第一版（一九九五年十一月）以

降、第一版増補・新装版（一九九八年十一月）を経て、第二版（二〇一二年十一月）まで同じ定義で推移している。

『大辞泉』（下巻）（小学館、二〇一二年十一

月、第二版)

目に値する。

ホスピタリティー [hospitality] ① 心の、

もつたもてなし。手厚いもてなし。歓待。また、歓待の精神。② 異人歓待。(六)

先行する新村出編『広辞苑』では第六版(一〇八年)、松村明編『大辞林』では初版(一九九〇年)に「ホスピタリティー」の見出し語が登場した。『広辞苑』の第五版(一九九八年)では取り上げられていなかつた。『大辞林』と比較すると『広辞苑』の方が保守的な辞典とも言える。『広辞苑』(二〇一八)では「客を親切にもてなすこと。また、もてなす気持。」(七)、『大辞林』(一〇一九)では「丁重なもてなし。また、もなしの心。」(八)とある。『大辞泉』で同じ「もてなし」でも形容する言葉は「手厚い」となつてしる。なた定義として「異人歓待」が残つている」とは

一、学問における「ホスピタリティ」の定義

辞典ではない研究書等からも「ホスピタリティ」の定義を見ておきたい。中でも服部勝人『ホスピタリティ学のすすめ』(丸善、一〇〇八年五月)でも最も注目しておきたいことは関係性である。

「」でキーワードとなるのが、「対等となるにふさわしい」であるが、「ホスピタリティ(hospitality)」の主要な語源である *hospes* は、ホスト(host)・ゲスト(guest)の両者の意味を含み、ホストとゲストが同一の立場に立つ態度を常に保つという意味がある。(九)

と「ホスピタリティ」が関係性において「対等性」が根底にある」とが大きな違いである。

受け入れの姿勢は「平等に」が原則である。
(+)

中根貢『ザ・ホスピタリティ』（産業能率大学

出版部、一〇一三年一月）では「ホスピタリティ」の精神において次のような基本概念を取り上げている。

- 相手を受け入れる
- 主客同一
- 相手の期待、願望を予測する
- 一期一会
- 情報創造、価値創造を行う
- Well Being
- 相互性 (+)

…「平等に」という考え方には、お互いに優劣・上下のない主客同一関係という相互性の意味を持つている。 (+)

最初に取り上げている「相手を受け入れる」については次のように述べている。

「ホスピタリティ」と「サービス」に注目する研究がある一方で、稻田賢次「ホスピタリティに関する概念の一考察——ホスピタリティ、サービスおよびもてなしについて」（一〇一五）では前述の「偉人歓待」について次のように述べている。

まず、ホスピタリティは、どのような相手も無条件で受け入れる」とがベースとなる。

…異人歓待におけるホスピタリティは宗教的、

社会的、倫理的な義務として考えられ、普遍的な伝統として意味を見出すことができる。ヨーロッパのホスピタリティ研究ではビジネスからのアプローチが主体ではなく、「歓待」という共同体のあり方が神学、社会学、人類学、哲学などのアプローチからも研究されている。(十三)

しかし、ここで研究のアプローチをすべて上げることは不可能だ。せめて「ホスピタリティ」を定義する際のキーワードに着目することは、辞書の定義を見てきたことからも有効ではないかと思える。

施設（あるいは人）の提供側が利用者に喜びを与える、それを自分たちの喜びとしている。両者はいつも平等の立場と関係にある。また関係は“ヨコの関係”である。(十四)

機能、関係、行為・行動、倫理、精神 (十五)

「異種の要素を内包している人間同士の出会いの中で起こるふれあい行動であり、発展的人間関係を創造する行為」 (十六)

精神重視派、行為重視派、関係重視派 (十七)

三・宗教的な意味合いから観光産業へ

「ホスピタリティ」は元来、「新約聖書では、『旅人をもてなす』こと」として用いられている「(十八)」ことを原点としている。巡礼をしている時に、その旅人をもてなすことは美德として考えられている。身内でもなく、他人に対するもてなしである。やがて巡礼が大規模に継続に行われるようになると、そこにはビジネスが誕生してくる。ビジネスとなれば、そこにお金の支払い等が発生することになる。また、巡礼ではすべてが信仰心だけ

による行動ではなく、そこから派生する観光行動が発生する。本来は信仰からくる行動が、娯楽的な要素が加わってくる。「ここに観光産業が誕生することになる。しかし、この「観光産業」は日本標準産業分類にはない。「観光産業」は生活関連サービス業をはじめ、娯楽業の「旅行業」、宿泊業・飲食サービス業の「宿泊業」と「飲食店」、運輸・郵便業の「鉄道業」、「道路路客運送業」、「航空運輸業」などが複合的に組み合わせることになる。訪問地に自然景勝地、史跡等の他にテーマパークなどが加わることになる。さらに最近の観光行動では「コンテンツツーリズム」（十九）などもあるが、イベントなど参加するための体験型の旅行もある。

日本が戦後、国際社会に復帰した後の最大のイベントと言えば、一九六四年の東京オリンピックである。このため英語への関心が高まり、英語検定試験などが誕生した。国は観光基本法（一九六三年六月）を定め、国として観光政策の基礎を築いたことになる。さらに一九七〇年には大阪の万国博覧会の開催へとつながった。大々的に日本人が外国人を観光客として迎えるというこれまでに経験したことのない機会となつたのが一九六四年ということになろう。

観光基本法には「サービス」の用語はあるものの、「ホスピタリティ」という用語は用いられていないが、「接遇」と言う用語は法令上に見られる。なお、一九七〇年に新たに制定された観光立国推進基本法では、「良質なサービス」といった表現はあるが、「ホスピタリティ」の用語はない。

四・東京オリンピック（一九六四）と観光基本法

五・政策としての観光

政策としての観光を考えるには、前述の法令の整備もあるが、組織機構も重要である。

「今後の観光政策の基本的な方向について（答申第三九号）（観光政策審議会、一九九五年年六月二日）では「ホスピタリティ」という用語は使用されていないが、「良質の観光サービス」（二十一）という用語は使用されている。

一九四九年六月 大臣官房に観光部設置
一九五五年八月 大臣官房観光部を廃止、観光局を設置

一九六八年六月 観光局を廃止し、大臣官房に観光部を設置。

一九八四年七月 運輸省国際運輸・観光局を設置。観光部を大臣官房から同局に移管。
一九九一年七月 國際運輸・観光局を廃止。同局の観光部は運輸政策局に移管。

一九九〇年一月 國土交通省発足。観光部は総合政策局に所属。

一九九〇四年七月 大臣官房に総合観光差政策審議会を設置。総合政策局の観光部は廃止。

観光政策には日本で開催される国際的な大規模イベントは大きく影響されることになり、オリンピックや国際博覧会などはその典型である。

Hピローグ

「サービス」と「ホスピタリティ」は似たような概念を持ちながら今や「サービス」ではなく、「ホスピタリティ」が主流で用いられている。特に「一〇一〇 TOKYO 誘致の滝川クリスチルによるプレゼンテーションでは「おもてなし」と「おもてなし」が発せられ、さらに「ホスピタリティ」と「おもてなし」が混乱する事態を招いている。ホテル業を中心に根付いてる「ホスピタリティ」の考え方があなたにミズムにも入り込んでおり、その浸透度は急速に高まっているものの、「ホスピタリティ」は一体如何なるものなのか、学術的な研究が進んでいるかどうかは今後の動静を見ていきたい。

注

- (一) 「『ホスピタリティ』とは何か—『広辞苑』と『大辞林』の場合」(『日欧比較文化研究』第一十五号、一〇一一年十月)、「書誌から見た日本の『hospitality』受容(抄)」(『日本英語文化学会会報』第十五号、日本英語文化学会、一〇一一一年十一月)、「辞典から見る『ホスピタリティ』—国語辞典、英語辞典を中心にして」(『日欧比較文化研究』第二十五号、日欧比較文化研究、一〇一二年十月)がある。

(二) 堀達之助編『英和対訳袖珍辞書』(洋書調所、一八六一年)、三七四頁。

(三) 「『大辞泉』の特長について」(<https://daijisen.jp/about/>) (一〇一一年四月二三日アクセス)

(四) 松村明監修／小学館『大辞泉』編集部編

『大辞泉』（小学館、一九九五年十一月、第一版）、二四三頁。

(五) 松村明監修／小学館『大辞泉』編集部編
『大辞泉』（小学館、一九九八年十一月、第一版 増補・新装版）、二四三八頁。

(六) 松村明監修／小学館『大辞泉』編集部編
『大辞泉』（下巻）（小学館、二〇一二年十一月、第二版）、三三三五三頁。

(七) 新村出編『広辞苑』（岩波書店、二〇一八年一月）、二六九九頁。

(八) 松村明編『大辞林』（三省堂、二〇一九年九月）、二五一九頁。

(九) 服部勝人『ホスピタリティ学のすすめ』（丸善、二〇〇八年五月）、一一七頁。

(十) 中根貢『ザ・ホスピタリティ』（産業能率大学出版部、二〇一三年二月）、十八頁。

(十一) 同書、十九頁。

(十二) 同書、二十一頁。

(十三) 稲田賢次「ホスピタリティに関する概念の一考察—ホスピタリティ、サービスおよびもてなしについて」（『龍谷大学経営学論集』第五十五巻第一号、二〇一五年十月）、四十頁。

(十四) 浦郷義郎『眞実の15秒で観客をつかむ—ホスピタリティ・マインドに徹する経営』（光文社、二〇〇一年十一月）、九十一～九十二頁。

(十五) 古閑博美『ホスピタリティ概論』（学文社、二〇〇三年五月）、二十七頁。

(十六) 同書、二十六頁。

(十七) 岸田さだ子「ホスピタリティ概念の類型化と現代的意義」（『甲南女子大学研究紀要』文学・文化編、第四十八巻、二〇一二年三月）、三三三～三十四頁。

(十八) □上徹「ホスピタリティ(hospitality)」

(□上徹・堀野正人編「ホスピタリティ・観光事典」白桃書房、11001年11月)、11頁。

(十九)『平成16年度国土施策創発調査 映像等 ポンテンツの制作・活用による地域振興のあら方に関する調査 報告』(平成17年3月)

国土交通省総合政策局観光地域振興課、110
○5年11月)、四十九頁。

(二十)「今後の観光政策の基本的な方向」(△
△(答申第三十九号)〈観光政策審議会、一九
九五年六月11日)

(<https://www.mlit.go.jp/singikai/unyusingikai/kankosin/kankosin39.html>)11011111
六月11日トクヤベ)

(二十一)「111世紀初頭における観光振興方策

(観光政策審議会諮問第411号)〈観光政策審
議会、11000年11月1日)の「111近年

における観光をめぐる現状及び課題」

(https://www.mlit.go.jp/kisha/oldmot/kisha00/koho00/tosin/kansin/yousi_.html) (11
0111年6月11日トクヤベ)

新藤 透

最近、古書店で河上肇『自叙伝』（岩波文庫）の端本を発見した。高円寺のSFやミステリーなどの文庫本が多く揃えている店であるが、そこは岩波文庫や講談社学術文庫、講談社文芸文庫などの「かたい」文庫も在庫が豊富で、西部古書会館の古書展の帰りなどに割合多く立ち寄っている。

売っていたのは全五冊のうち第二巻を除く四冊で、今まで筆者は河上肇には何の関心もなかったので（苗字に「河」とつく思想家ならば河合栄治郎のほうが興味深い）、それを手にとつてみたのは偶然というか、单なる気まぐれであった。ちなみに第一巻は非常勤講師として週一回通っている大学にほど近い、新しくできた古書店で購入できた。ただ全五冊セットだったので、第二巻を除いて重複してしまったのだが。

ところどころ拾い読みしていると、第四巻に「仮釈放の夢」という章の中に「九【図書室勤務】」と題された一節がある」とを発見した。どうやら河上肇は服役中に図書室の図書係になっていたようなのである。これを発見しただけでも『自叙伝』を二セツトも買った意義はあった。

河上肇は大変有名な人物であり、個人全集も刊行されている経済学者である。詳細な履歴紹介は割愛するが、簡単に述べると、明治十二年十月二十日に現在の山口県岩国市に生まれ、東京帝国大学法科大学政治学科卒業。明治四十一年には京都帝国大学講師に着任。大正初期にヨーロッパに二年間留学し、帰国後は法学博士号を授与され、教授に昇進する。後に経済学部長も務めるが、昭和三年に筆禍事件を起こして京大を辞職。以降は密かに入党していた日本共産党の党員として地下活動に潜行する。昭和八年に河上は検挙される。治

安維持法違反容疑で懲役五年の実刑判決を受け、豊多摩刑務所に収監される。次いで市谷刑務所、

小菅刑務所に移送され、昭和十三年六月に釈放さ

れる。河上は獄中で「転向」し共産党の関係者に「衝撃」を与えたという。市井にあつた河上は文筆生活を送り、小稿で取りあげていて『自叙伝』を執筆している。昭和二十年八月の敗戦で再び脚光を浴びるもの、身体の衰弱が激しく、老衰と栄養失調と肺炎を併発して翌二十一年一月三十日に没した。享年六十六。現代の感覚でいえば若くして死んだといえよう。京大時代の教え子には後に首相になる近衛文麿や、戦後自民党に所属し大臣に就任した水田三喜男などもいる。

さて河上が図書係になつた刑務所であるが、東京都葛飾区にあつた小菅刑務所で今は東京拘置所となつていて、明治初期は監獄と呼ばれていたが、大正十一年に刑務所と名称が正式に変更されてい

た。したがつて河上が収監されていた昭和の初めは刑務所が正式名称である。

河上はここで刑務所長の「特別待遇」を得て、かなり自由な行動がとれたらしい。当初の所長の思惑としては、河上を図書室勤務という労役に従事させ、「そこでマルクス主義の再吟味」をさせたためであつたが、「思惑が外れて今ではそうした再吟味を強制することも出来なくなつた」。所長は仮釈放の上申をしようと想えていたものらしく、図書室での具体的な労役は何も与えられていないかったらしい。所長は「何でもいいからともかく」河上に「物を書かそようと仕向けて」ので、彼は図書室で「ただ書物だけ読んでいれば済む身分」になり、「図書室の賓客とでもいったような、受刑者としてはかつて先例のない特殊な地位を与えられるようになつた」（杉原四郎・海知義編『河上肇　自叙伝』四、七十六頁）という。

『自叙伝』には河上が図書室へ「出勤」する様子が次のように書かれている。「朝食が済むと、彼は監房を出され、「独歩」一章もないのに、看守の付添もなく独り歩きで、南舎の建物を出て廊下伝いに図書室に出掛けた(中略)昼食時になると、彼はまた独りで監房に帰つて、ゆっくり食事を済ましてから、図書室へ出た。(中略)午後は夕食の一時間前に図書室で働いている三人の受刑者と、隣室で働いている領置係や計算係の受刑者たちと一緒になつて、入浴に出掛けた」(『河上鑒 自叙伝』四、七十六～七八八頁)。図書室勤務は河上に課せられた「労役」ではあるものの、かなりゆつたりしたもので自身も評しているように「受刑者中の大名」で「図書室に出ていてすら別に決時折やつて来る参觀人は、恐ろしく沢山の書物があるといつて驚くのだが、かつて大学にて豊富な図書の蒐集に見慣れて來た弘蔵(河上のこと…引用者注)にとつては、それよりもこの室が監獄らしくないのが最も意外だった」(『河上鑒 自

業」となつた。何らの労役を課せられない懲役人なるものは、恐らく彼を以て嚆矢とするであろう」(『河上鑒 自叙伝』四、七十八～七十九頁)と、いう様子だつたようだ。

河上は小普刑務所図書室の様子を極めて短い文章であるが描写している。「」の室には受刑者看護用の図書約一万三千冊が書架に入れて陳列してある。(同じ書物が物によつては十部二十部三十部というように重複しており、明治天皇御製集の如きは同じものが二百何十部備付けであるから、書物の種類は冊数よりも遙に少くなつてゐる。)河上に課せられた「労役」ではあるものの、かなりゆつたりしたもので自身も評しているように「受刑者中の大名」で「図書室に出ていてすら別に決

いたのは三人の囚人で、彼らはいわゆる「模範囚」

だったようだ。それに特別待遇の河上も加わって四人が図書室に在室していた。また驚くべきことに「この図書室には監視の責任を有つた看守が置かれていないので、それは一種の自治領となつていた」（『河上肇　自叙伝』四、八十二頁）といふ。かなり自由が認められていたようだ。

小河滋次郎が報告する明治四十一年の一文にれば、小菅監獄（後の小菅刑務所）には明治三十年の東京集治監時代に図書室が設置され、同四十一年にはさらに整備が進められ、十八の大書架と「縦覧所」を設置した図書室に生まれ変わったという。上下階の書籍搬送にはエレベーターまで用いられたというから驚きである。七十種の雑誌が開架に付され、利用者には好評であった（中根憲一『刑務所図書館』七十八頁）。

小菅刑務所の図書室は当時としてはかなり大規模なものであつたようだ。それに特別待遇の河上も加わって四人が図書室に在室していた。また驚くべきことに「この図書室には監視の責任を有つた看守が置かれていないので、それは一種の自治領となつていた」（『河上肇　自叙伝』四、八十二頁）といふ。かなり自由が認められていたようだ。

つたことが窺がえる。

河上が収監されていた当時は治安維持法が施行されており、昭和三・四年の共産党員の一斉検挙によって思想犯の収監者が急増し、当局はその対応に追われていた。当局は彼らを共産主義思想から転向させることを目的としており、書籍による「思想善導」も活発に行われるようになった（中根憲一『刑務所図書館』八十五頁）。囚人が読める本は、国が選書した官本、親族などから差し入れられた私本の二種のみであり、当然後者は厳しい検閲がなされていた。

刑務所に設けられた図書館を「刑務所図書館」と呼んでいるが、図書館情報学での研究はかなり遅れている。戦前の監獄・刑務所の実態解明も進んでいない。そうした現状を踏まえると、今回筆者が偶然発見した河上肇『自叙伝』の記述も、戦前の刑務所図書館を解明する上での一助となるか

かもしれない。

編集後記

〔参考文献〕

小河滋次郎著・重松一義復刻解説『日本監獄法講義・明治二二年改正監獄則の復刻解説』日本行

刑史研究会、一九七六年

杉原四郎・一海知義編『河上肇　自叙伝』四、

岩波書店、岩波文庫、一九九七年

中根憲一『刑務所図書館・受刑者の更生と社会

復帰のために』出版ニュース社、二〇一〇年

毎号編集後記を書くにあたり、世の中の動きが目まぐるしく変化していることを強く感じる。この数年は新型コロナの影響をぬぐい去ることができず、明るいニュースも少ない昨今である。ロシアとウクライナの紛争（戦争）も思いもよらぬ影響を各地に与えている。そのことは新型コロナの影響で産業が止まつた状態となつた時にも感じたが、同じことがさらに追加された型だ。飛行機の航路も大きな影響を受け、物流にも影響している。「国際」と言う言葉から「グローバル」「グローバリゼーション」へと変遷したのも領ける話だ。もはや一国だけでどうにかできるような状態でなくなっているのだ。

第三十八号を発刊する時には世界が落ち着いてることを祈念したいものだ。（佐々木隆）